注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同条に規定する所轄総合通信局長とする。

［２・３　略］

［削る］

別表第六号の三　アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）

第１　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

短

無　線　局　免　許　状

		免許の番号		識別信号	
氏名又は名称					
免許人の住所					
無線局の種別		無線局の目的		運用許容時間	
免許の年月日		免許の有効期間			
通信事項			通信の相手方		
移動範囲					
無線設備の設置／常置場所					

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

［２・３　同左］

別表第五号の三　パーソナル無線に交付する免許状の様式（第21条関係）

無　線　局　免　許　状

免許番号・呼出名称		無線局の種別		無線局の目的	
免許人の氏名又は名称		通信の相手方			
		通信事項		運用許容時間	
免許人の住所		免許の年月日		免許の有効期間	
		電波の型式及び周波数			
無線設備の常置場所		空中線電力(W)			
移動範囲					

年　月　日

（何）総合通信局長（注）㊞

64ミリメートル

210ミリメートル

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　裏面に、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない旨その他必要な注意事項を記載する。

別表第五号の四　アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条関係）

第１　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無　線　局　免　許　状

		免許の番号		識別信号	
氏名又は名称					
免許人の住所					
無線局の種別		無線局の目的		運用許容時間	
免許の年月日		免許の有効期間			
通信事項			通信の相手方		
移動範囲					
無線設備の設置／常置場所					

メートル